

指定介護老人福祉施設入所及び短期入所事業

令和6年4月施行の介護保険法の改正に伴い、指定介護老人福祉施設入所及び短期入所事業契約書・重要事項説明書のうち以下の部分が変わります。

(1) 基本報酬

以下の通り入所及び短期入所介護費が変わります。

【長期入所】

現行	～令和6年3月31日		改定後	令和6年4月1日～
要介護1	652 単位	⇒	670 単位	
要介護2	720 単位	⇒	740 単位	
要介護3	793 単位	⇒	815 単位	
要介護4	862 単位	⇒	886 単位	
要介護5	929 単位	⇒	955 単位	

【短期入所（ショートステイ）】

現行	～令和6年3月31日		改定後	令和6年4月1日～
要支援1	523 単位	⇒	529 単位	
要支援2	649 単位	⇒	656 単位	
要介護1	696 単位	⇒	704 単位	
要介護2	764 単位	⇒	772 単位	
要介護3	838 単位	⇒	847 単位	
要介護4	908 単位	⇒	918 単位	
要介護5	976 単位	⇒	987 単位	

※ 1単位=10円（通常1割負担の方の自己負担分は、1単位=1円となります）

※ 算定している加算等については、令和6年4月1日～変更はありません。